

〈紹介〉

続々・台湾監察院見学記

恩地紀代子

【目次】

- 一 はじめに
- 二 五権分立と監察院
- 三 監察委員
- 四 監察院の権限
- 五 苦情受理センター
- 六 監察権行使の実情
- 七 監察院の派遣調査
- 八 おわりに
- 一 はじめに

筆者は、以前、たまたま、日本経営実務法学会の波光巖理事長（当時）からお誘いをいただき、日台関係研究

会（福島康人代表理事）の台湾国際関係研修に同行参加し、台湾の監察院を見学した（二〇一二年八月）。その内容は本誌四一巻二号および四二巻一号において紹介している。^①今回は、そのときの副団長であった浅野和生・平成国際大学教授（日本法政学会理事）から再びお誘いをいただき、二〇一三年三月、台湾で開催された日本法政学会研究会（以下「研究会」という）および監察院訪問（以下「訪問」という）に同行参加した。^②以下、その折りに見聞した監察院の施設や業務・課題等について、前回の見学記に加えて、簡単に紹介する。

一一 五権分立と監察院

台湾の監察院は、日本にはない権力分立のための機関である。台湾は、日本と異なり、五権分立制度を採用しており、立法・行政・司法の三権から独立した機関として、考試院・監察院が設置されている。国立国会図書館調査及び立法考査局『諸外国の憲法（付・台湾）』（二〇〇三年二月、一七四頁）によれば、「公務員の選考権たる考試権を行政に帰属させれば、行政権の拡大をもたらし、大きな弊害が生じることになる。また、議会に行政監察権を付与すると議会の専制につながり、行政機関がうまく機能しなくなる。孫文によれば、以上が考試院と監察権を独立の権限とした理由であった（孫文「三民主義と中国の前途」『孫文選集第二巻』社会思想社、一九八七年三三七～三四〇頁）」。

二〇一三年現在の監察院・周陽山監察委員（第四期監察委員。後出三）の説明（研究会）によれば、五院の間の相互関係は、三権分立の下の抑制と均衡のような単純なものではなく、^③また、考試院と監察院の予算・人員は、他の三者と比べて極めて少なく、政府全体の予算が一・八兆台湾元であるのに対して、監察院の予算は、約七億台湾元であり、「大海の一滴程度」であるなど、実際には五権は平等ではないという。監察院の人員は約四〇〇



写真一 監察院
趙監察委員(中央), 周監察委員(右)

名で、ここ四年余りのあいだに監察院によせられた市民の苦情申立数は一〇万七〇〇〇件にのぼっているが(第一期監察委員が二〇〇八年八月一日に就任してから二〇一二年一月まで四年余りの統計数。二〇一二年一年間では二万件弱)、そのうち二二五四件(二一%)についてしか監察院は調査員を派遣できておらず(後述七)、つまり、ほとんど対応ができていないため、監察院が(役に立たない機関として)廃止されないように、立法院等に対して監察院の予算・人的規模の拡大を説得するという難題があるという。

二 監察委員

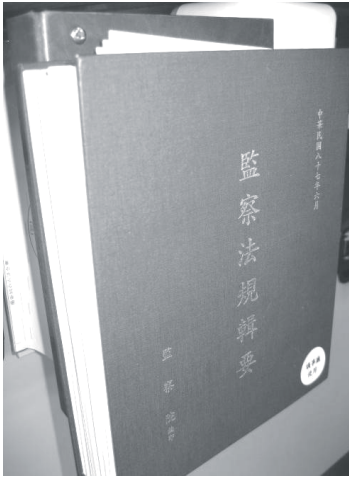
ところで、今回、われわれ一行(数十名)を相手に監察院紹介を担当して下さったのは、主に趙榮耀監察委員と周陽山監察委員(写真一)である。⁽⁴⁾ 監察院には、現在、二九名の監察委員が配置されている。監察委員の任期は六年で、現在の監察委員は第一期に当たる。

ちなみに、監察院の性質・位置づけは、もともとは、監察委員の選出方法が間接選挙であり、立法院・国民大会とともに、国民代表機関とされていた。しかし、憲法改正により、現在、監察委員は、總統の指名により立法院の同意を得て任命される。監察委員は、民選の代表の身分を持たなくなり、言論の免責特権・不逮捕特権も取り消された。⁽⁵⁾ 周陽山・第四期監察委員の説明(研究会)によれば、「監察院は、『上院』に類似の性質から、北欧の『オンブズマン』に近い機能へと変化した」。

現在の監察委員選出方式には悩ましさがあり、第四期監察委員は、馬英九總統（国民党）により指名され、国民党が三分の二の議席を占めていた立法院（一院制の国会）の同意を得て二〇〇八年八月に就任しているが、それに先立つ二〇〇四年末、陳水扁總統（民主進歩党）により指名された監察委員候補者たちは、野党連立（国民党・親民党）が半数以上を占めていた立法院で同意を得られなかったため、監察院では、二〇〇四年末から二〇〇八年七月末までの三年余りのあいだ、監察委員が空席常状態に陥ってしまっていた。

四 監察院の権限

監察院は、公務員に対し弾劾権、譴責（糾舉）権を行使し、行政院およびその下部機関に対し改善要求（糾正案）権を行使する（監察法二章・三章・四章）⁽⁶⁾。



写真二

弾劾権は、中央・地方の公務員を対象とし、⁽⁷⁾法律違反・職務怠慢が明らかな場合に、監察委員二名以上の申請により、九名以上の監察委員の慎重な審議・決定を経て行使される。⁽⁸⁾監察院で成立した弾劾案は、司法院に移送され、司法院が設置する公務員懲戒委員会において審議される（監察法五〇一八条）⁽⁹⁾。譴責（糾舉）権も、中央・地方の公務員を対象とし、一名以上の監察委員が当該公務員に法律違反・職務怠慢があり緊急に停職その他の処分が必要と認める場合に、三名以上の監察委員の審議・決定によって成立した譴責案が当該公務員の上司に通知さ

れ、処理される（監察法一九〜二三条¹⁰）。行政機関への改善要求（糾正案）は、行政院およびその下部機関の業務・施設に違法等がある場合に、監察委員で構成される関係委員会（後出。四・次段落）の審議・決定を経て、行政院その他関係各部に注意改善を促すものである（監察法二四〜二五条。後述）。すなわち、弾劾・譴責（糾擧）が人を対象とするのに対し、行政機関への改善要求（糾正案）は事象を対象とする。

なお、前述の関係委員会とは、各行政機関に対応する形で監察院に設置されるもので（憲法九六条¹¹）、経済部〔日本の経済産業省にあたる〕に関しては「財政・経済委員会」が設置されている）、監察委員二十七名（院長・副院長を除く）は各委員会に自由に所属する。そのため、二十七名のうちの一四名が所属する委員会（国防・情報委員会）もある。多くの監察委員は一〜二の委員会に所属している。われわれ一行に説明をしてくださった趙監察委員は、教育・文化委員会（教育部・国家科学委員会に対応する委員会）のメンバーで、同委員会の招集人でもあった。招集人は、各委員会において投票によって選出され、一年の任期で（制度上再任はない）、委員会を招集し、当該委員会を代表する。趙監察委員の説明（訪問）によれば、教育・文化委員会では、例えば、学校（小学校〜大学院）の校長・事務職員の業務について、セクシャルハラスメントや教室における暴力などを調査して、審議・決定し、注意・改善を促しているという。

五 苦情受理センター

監察院は、市民からの苦情申立て（陳訴状）を主要な情報源として、監察権を行使する¹³。そこで、監察院は、市民の苦情申立てを補助するために院内に苦情受理センター（陳情受理中心）を設置しており（写真三）、市民の苦情を、午前八時半から一二時半と午後一時半から五時のあいだ受け付けている。今回の見学時には、苦情セ



写真三 苦情受理センター 入口

ンターの受付カウンターで苦情を申し立てている市民の姿は確認できなかったが（職員がカウンターの左端席に一人ぼつんと座っている写真四参照）、前回の見学時には、センターを来訪している普段着の女性を一人目撃した。もっとも、市民は、必ずしも監察院に来訪しなくても、電話や手紙やEメールによって苦情を申し立てることもできる。

なお、受付カウンターに座っている職員はボランティア職員であり、監察院の正規職員の説明（訪問）によれば、監察院では、公務員退職者や大学教授など苦情内容について専門的に詳しい人物や外国語に堪能な人物などを募集しており、市民は、監察院に限らずその他の機関も含めて年間三〇〇時間以上ボランティア活動に携わると公共施設への入館を優待されるなどのメリックがあるという。また、ボランティア職員は、もし望むならば、監察院で活

動したという名誉・誇りとして「活動証明書」の付与を受けることができるが、これまで監察院でそれを望んだ者は殆どいないということであった。これは、われわれ一行の中に一人、監察院のボランティアには何か魅力があるかと推理して監察院ウェブサイト上に「活動証明書」の記載を発見した者がおり、その発見に際して監察院の正規職員が説明してくれた内容である。関連するが、ちょうどそのとき、筆者の傍にいた語学堪能な台湾の市民は、「そんなにいい話であれば、わたしは何か国語も話せるので、今の仕事を辞めて監察院のボランティア職員をしている」と言って笑っていた。話を戻すと、ボランティア職員の募集は、周監察委員が研究会で課題として述べていた監察院の人員難（前出二）を解消するための方策の一つであろうと思われる。もっとも、監察院訪問

している。苦情申立受理センターの職員は、監察法・関連法令により、苦情申立の内容について、監察院がすでに同様の事案を受理していないかどうか、監察院の職権行使の範囲・対象に属するかどうか、監察院への苦情申立ではなく他の救済手続（行政救済・司法救済の手続）を採るべきものでないかどうか、苦情申立書および添付資料に漏れがないかどうか等を確認する。そして、申立人が監察委員に直接話した方がよいと判断された案件については、日直の監察委員が対応する。



写真四 苦情受理センター
受付カウンター

では、それ以上に、ボランティア職員の確保にどのように苦勞しているのか、また、彼らの研修はどのように行なわれているのか、ボランティア職員自身が彼らの業務をどのように受け止めているのか（例えば、制度上、苦情申立人は自分の身分や姓名の秘密を求めることができるようになってくるが、写真三・四でも確認できるように、苦情受理センターのカウンターには複数の席が仕切りなく近く並べられており、入口は出入り自由である）といった点は知り得なかったが、経済的な個人的利益や名誉・誇りとしての「活動証明書」が市民の監察院ボランティア職員への応募動機となっているわけではないことは間違いないであろう。

ちなみに、写真四の受付カウンター左奥にみえる通路は、日直の監察委員の部屋に繋がっており、そこには毎日、監察委員が一人日直として待機



写真五 監察院会議室 議長席上

六 監察権行使の実情

次に、監察権行使の実情をみる。監察院では、二〇〇八年八月一日に第四次監察委員が就任してから（前出三）二〇一二年末までの四年余りのあいだに、市民からの苦情申立が一〇万七〇〇〇件よせられており、そのうち二二五四件（二％）について監察院の派遣調査（監察院が人員を派遣して行なう調査。後出七）が行なわれ、弾劾案一一六件（弾劾人数は二三三人）、譴責案（糾擧）六件（処分者は八人）が成立し、両者の合計は一二二二件（人数では二三一人）となっている。弾劾・譴責を受けた者には、部長「日本の大臣にあたる」、総統府副秘書

長、行政院秘書長、檢察総長、三星の上将（大将）、その他の高位の政務官、文官および武官など高位の公務員が含まれる。周監察委員の説明（研究会）によれば、弾劾・譴責の数（合計一二二二件）が、行政機関への改善要求（全八三九件）と比べてとても少ない理由は、弾劾権の行使の対象が非常に明確でなければならぬからだという。つまり、もしも責任追及の対象が広すぎると——例えば、ある部「日本の省にあたる」の過去一〇年間の歴代部長「大臣」・次長など——弾劾審査会は、そのうちの一部の者に対する弾劾案のみを採択すれば、かえってその他の関係者たちを放置することになり、「不公平弾劾」あるいは「選択的弾劾」ということで、社会的に物議を醸し、かえって紛糾してしまうため、行政機関への改善要求が公務員個人に対する弾劾・譴責よりはるかに多くなることが、今日の監察権行使の上での限界であ

るといふ。

そのことは、日本では、施淳哲氏により、「中華民國（台湾）における五権分立憲法に関する現状と考察」（福岡大学大学院論集四二巻二号・二〇一二年一二月、一〇三頁）において、「五権分立制は余分な考試院と監察院を設置しているため、余分な人力資源と予算を浪費し、国家と国民にとって無駄な負担になってしまふ。しかも、監察院の公正さ、公平さも疑われて、『只敢打着蠅、不敢打老虎』や『只辨綠不辨藍』などと揶揄されている」と紹介されている。その脚注によれば、『只敢打着蠅、不敢打老虎』というのは、ハエは弱いからすぐに殺せるがトラは強いため殺す勇気がない、つまり、一般公務員は弾劾の対象となるが後ろ盾のある人物や特定政党と関係のある人物は弾劾の対象にならないという意味で、『只辨綠不辨藍』というのは、民主進歩党の代表色がミドリで国民党の代表色がアオであることから、民主進歩党は弾劾の対象になるが国民党は弾劾の対象にならないという意味であり、すなわち、監察院には公平性・公正性に欠けるとの批判があるとの紹介である（廃止論については後出八）。

もっとも、（日本における）施氏の紹介は、今回筆者らが（台湾現地において）監察院の周監察委員から聞いたところの前記「不公平弾劾」あるいは「選択的弾劾」と言葉は似ているが、その中身は根本的に異なる。

七 監察院の派遣調査

以上のように、監察院は、憲法・監察法・関連法令の規定に基づいて、弾劾権・譴責権を行使し、行政機関への改善要求を行なうが、そのためには、調査の過程を経る必要がある。つまり、監察権を行使するためには調査が必要であり、監察院には、法律により調査権が与えられている。監察院の調査方式として、派遣調査（院派委



写真六 監察院会議室

員調査)がある。⁽¹⁵⁾

監察院は、監察権を行使するため、監察委員に監察証をもたせ、あるいは監察院又は監察委員が調査に任命した職員に調査証をもたせ、対象機関等に派遣して関係資料等の調査をさせることができ、当該対象機関はそれを拒絶することはできない(監察法二六条)。

先にみたとおり、監察院では、第四期監察委員が就任して以降四年余りのあいだに市民から寄せられた一〇万七〇〇〇件の苦情申立てに対して、二二五四件(二%)について派遣調査を実施しており、既述のとおり、この点を捉えて、周監察委員は、その苦情総数に対する派遣調査の実施割合の少なさを指摘し、監察院の人的規模の拡大が必要であると述べる(後出八)。

なお、苦情申立の処理期間は、苦情申立事案の性質・複雑さの程度・関連する行政機関の多寡・証拠資料の充分性などにより、一律ではない。監察院が一般向けに配付しているパンフレット⁽¹⁶⁾によれば、一般的な事案の調査期間は約三カ月、重大な事案の調査期間は約六カ月、特殊重大な事案は約一年である。調査事案の内容・範囲・複雑さの程度を勘案して、調査の期限を決めることとされている。⁽¹⁷⁾

現在、監察院には、監察委員二九名のほか、調査人員が八六名配置されている。⁽¹⁸⁾ 監察院の正規職員の説明(訪問)によれば、これは、①調査員、②調査専門員、③調査官の三つに分類されており、一番レベルの低い調査員は試験に合格した公務員であり、調査専門員は課長レベルの公務員、調査官は大使のようなかなりレベルの高い公務員である。監察対象となるものが大きな事案であれば、一人の調査官が調査専門員ないし調査員を一人連れ

て調査する。調査官はみな行政の分野において専門的・豊富な経験をした者であるため、調査は開始時点ですでに内部のことを熟知した者が担当することになる。そして、重大・複雑な問題に直面した場合は、二〜三名の監察委員が異なる角度からその事案を検討する。調査の進行によりその事案が特別に複雑・重大であると判明したときには、さらに調査人員を増やす。調査が一年を超える場合には、監察院に報告をすれば期間の延長が可能であるが、もしも当該事案が余りにも複雑な場合は一旦終了し、暫く時間をおいてからまた調査をすることになるという。繰り返しになるが、派遣調査は、監察院が監察委員等自院の人員を対象機関等に派遣して行なう調査である。市民の苦情申立書には、行政機関あるいは公務員にどのような法律違反・職務怠慢があるかという事実が詳細に記され証拠が添付されており、監察院は、それらについて調査するために、輪番制で監察委員を派遣して調査を行なったり、あるいは、監察院会議・各関係委員会会議の決議に基づき、推薦あるいは輪番で監察委員を派遣して調査を行なう。その他、監察院は、必要に応じ、特定の事案・問題に関する調査を他の機関に委任することもできるが、周監察委員の説明（研究会）によれば、監察院は、他機関の一方的な解釈を聞き置くようなこととはしておらず、他の機関に調査を委任した案件七八六件（七・三％）のうち少なからぬ案件が派遣調査の対応となっているという。

八 おわりに

日本国内においても、監察院について台湾の公法学会で機能不全を理由に廃止論が出ていると耳にすることがある。本稿で紹介した周監察委員による数字・比較・具体例を挙げた説明（研究会）——監察院には、第四期監察委員就任以降この四年余りのあいだに、市民からの苦情が一〇万七〇〇〇件も寄せられているが、監察院の

予算・人員は他の院（立法院・行政院・司法院）に比べて僅少であり、苦情総数に対する派遣調査の実施率は二%（二二五四件）と寥々たるものである。そのようななかで、部長「大臣」等に対する弾劾案も成立させてはいるが、弾劾権行使のためには当該事実を非常に明確にしなければならぬという限界があるなど、弾劾案・譴責案の成立は一二二件（二三一一人）と、行政機関への改善要求の八三九件より謹少にとどまっているのが実情である——は、機能不全に陥っている原因の一つは予算や人的リソースといった要因で制限が加えられているためというものであろう。

もつとも、そんなに重大で深刻複雑な案件ばかりが本当に一〇万七〇〇〇件も監察院に寄せられているわけではない。そもそも監察院の職権に属さない案件（一五二六二件／一四%）や、新たな証拠なしに何度も繰り返し返される同一市民からの重複申立や複数市民からの同一案件についての苦情申立（三七五九〇件／三五%）や、司法救済手続・行政救済手続をなすべき案件（二二三〇七件／二一%）などなどひっくるめて、この四年余りで監察院によせられた市民の苦情申立数が一〇万七〇〇〇件というわけである。²⁰ちなみに、今回の訪台時には、たまたま、監察院や学会と無関係の台湾一般市民と話す機会があり、質問してみたところ、「監察院って、これまで、何をやっているのか誰も知らなかった。今は、監察院が、何でもいから苦情を持ってきて！ とやたら市民に呼びかけている。なので、今は、公務員のサボりとか学校の先生の暴力とかの苦情がいっぱいみたい」との返答を受けた。²¹そのときは、監察院の予算・人的規模の拡大の説得という難題に取り組むためにそのような手法を用いているのか、それほど監察院の廃止の危機が切迫しているのかと思われたが、帰国後、蔡秀卿・大阪経済法科大学教授（当時）から受けた説明によれば、「監察院を廃止してもよいという意見が以前からある。しかし、日本もそうだろうが、現実には、大きな制度改革はかなり難しい」ということであった。²²この点は、周監察委員

からも研究会の折り、監察院（憲法上、国家最高の監察機関）の廃止は、国民投票で過半数の同意が必要であり、今は不可能だとの説明を受けた。⁽²³⁾

ところで、台湾の監察院の制度が、行政から独立した機関として機能すべきものとされている点は、（時代の進展につれて監察院の地位や権能が変化し、監察院の権威や監察権の運用の透明度や改善要求の実効性等に問題が生じているとしても）、日本で内閣府内部の一機関（現在は総務省）が他の行政機関のチェックを行なっているのとは大きく異なる。それこそは本質的な点である。前出のような形で数字や実例の提示がなくとも、職務遂行上不適切な公務員を排除したり、違法な行政運営を是正するなどのために——行政監察目的を実現するにあり——、行政に関する苦情の申立てを行なう者にとって、仲間内でのチェックと独立機関のチェックを比べてみると、どちらが心細くどちらが頼りになるものかは言うまでもない。先述のとおり、台湾では、憲法の改正などに伴って、監察職権行使の範囲は変更しているが、監察委員が独立して職権を行使し、市民の権益を保障する精神に変わりはないと思われる。監察委員の選任手続に問題があり、予算・人員が弱体であるとしても、行政機関・公務員に対する監察機能が果たしている役割は積極的に評価される。例えば、日本でも、原子力発電所について、日本弁護士連合会の公害対策・環境保全委員会が、今から一〇年以上もかし二〇〇一年三月・八月に、台湾の原子力政策の調査を行ない、監察院が一九九九年に第四原発の建設に関して原子力委員会の建設許可手続が不適切であったとして改善要求（糾正案）を出していることを知り、「監察院は中立的な立場で行政の監視を行なう機関であるが、日本の原発政策監視のシステムとしても参考になる」と紹介している。⁽²⁴⁾ 最近も、監察院は、低放射性廃棄物処分場が未完成で廃棄物が倉庫に保管されていた問題を調査し、同処分場を所管する原子力委員会に貯蔵方法の改善要求（糾正案）を出している。⁽²⁵⁾ なお、調査人員については、例えば、各行政機関への改善要

求は、その業務を行なっている行政機関に改善を求めるものであるが、何分にも改善要求を受ける相手方はその道の専門家なのであるから、監察院が、改善要求に迫力を付けるために、調査権のみならず、実態の実証的調査を可能とするよう陣営をはじめ調査力自体を充実させたいと考えるのは自然であろう。台湾では、さらに、実効性不足の原因として担保措置の不存在が指摘されている。それらの点は、日本でも、かつて行政部内への配置ではあったが民間有識者（非行政官）をもって第三者的・中立的・行政部外者的・国民的な視点での行政監察が試みられたとき、監察（勧告）の基礎となる調査力の不十分性について言及されていた²⁶、現在の総務省（行政評価局）が市民から寄せられた苦情事案について当該行政機関に対して行なう斡旋も、総務省自身によって法的拘束力を有しないゆるやかな改善意思の表示との解釈が表明されており、²⁷類似の問題に阻まれている面があるといえよう。

（追）筆者は、研究会および訪問に快く同行参加させて下さった日本法政学会のみなさんに感謝します。

（1） 恩地紀代子「台湾・監察院見学記」神戸学院法学四一巻二二二三頁。同「（続）台湾・監察院見学記」神戸学院法学四二巻一号一四三頁。その他、同「台湾の監察院の見学記」経営実務法研究一五号六九頁。

（2） 二〇一三年三月一日、台湾国立政治大学国際関係研究中心（センター）国際会議場で開催された日本法政学会研究会「現代行政の課題と展望」。同月二二日、監察院訪問。

（3） 五院の相互関係は、「事項」と「人」の二元的な分業と協力の体制であり、具体的には、行政・立法・司法の三院の分権構造が「抑制と均衡」を運用原則としており、行政・監察・考試の三院の間では、政党政治を超越して、政府の「任用」について評定と監督を行なう「分業と協力」が運用の基本であるという。

- (4) その他、写真には写っていないが、フロアから、陳監察委員（長崎大学博士）も一行に説明をして下さった。なお、写真左の人物は、藤田弘道・大阪学院大学法学部教授（日本法政学会元理事長）である。
- (5) 一九九二年五月の第二次憲法改正の折り、取り消された。周陽山・第四期監察委員の説明（研究会）によれば、これが監察権の運用の透明度と権威に対して深い影響を与えたという。
- (6) その他、会計検査権。
- (7) 台湾では一九九〇年代から七度の憲法改正があり、監察院も七度の重要な変化を遂げてきた。監察院の職権にも相当の制限が設けられた。監察院の、総統・副総統に対する弾劾権は取り消され、他方、監察委員自身・監察院職員が弾劾の対象として、追加された。現在、総統・副総統に対する弾劾権は、司法院の大法官（最高法院法官として一〇年以上の経験があり成績の優れたもの。司法院組織法四条）が憲法法院を設置して審議する。
- (8) 公務員が賄賂を受け取り業者に便宜を図っているなどの案件は弾劾の対象になる。
- (9) 裁判官・検察官の懲戒事件については、従前は公務員懲戒委員会が審理していたが、司法の独立を守るために裁判官法が改正され、懲戒委員会から職務法廷に移された。
- (10) 学校の職員に、職員会議に出席せず、学生の個人情報を漏らす等の職務怠慢行為や違法行為があった案件は譴責の対象になる。人を対象とする点は同様であるが、弾劾が慎重な審議を経るのに対し、譴責は迅速な対処を行う。なう。
- (11) 憲法九六条は、監察院は行政諸機関の所管事項に應じて若干の委員会を設置して一切の施設を調査し、法律違反または職務怠慢の有無を注意する権限を有する旨を規定している。
- (12) 教師は公務員ではないため、監察院は、学校に対して注意改善を促す。
- (13) 自主調査（監察委員の自主的な調査）も行なわれている。
- (14) 原文の日本語は、「背景のある大物人物や特定政党の傾向があると思われる人」となっている（二二八頁）。

- (15) その他に、自主調査（委員自動調査。監察委員の自主的な調査）、委任調査（委託有關調査。他の機関に委任する調査）がある。
- (16) 『監察院はあなたのために何かできるか？』（監察院能為您做什麼事？）二〇一一年。
- (17) 監察法三〇条の規定により監察院が他の機関に調査を委任する事案では、監察院は、市民の苦情申立書の要旨に基づき、調査を委任する事項を示し、委任された機関に二カ月以内に監察院に回答するように文書で要請することができる。受任機関が期日を過ぎても回答しないとき、監察院は、監察法施行細則二九条の規定により、文書による督促を行なう。
- (18) 研究会の折りは七〇名程度との概数が、訪問の折りは八六名という精確な数が示された。
- (19) 監察院の正規職員の説明（訪問）によれば、台湾の公務員には一四レベルあり、副大臣はレベル一四にあたる。監察院の調査担当職員の三グループのうち、調査員は六〜八レベル、調査専門員は八〜九レベル、調査官は九〜一二レベルである。また、調査官になるためには、二〇年以上の経験が必要となる。
- (20) もちろん、そのような苦情申立でも、既述のように（前出五）、監察院では、全苦情申立について、その内容を確認し、監察院がすでに同様の事案を受理していないかどうか、監察院の職権行使の範囲・対象に属するかどうか、監察院への苦情申立ではなく行政救済・司法救済の手続を採るべきものでないかどうか、苦情申立書および添付資料に漏れがないかどうか等の振り分け作業が必要となる。
- (21) 前回監察院を訪問したときは（二〇一一年八月）、陳進利副院長（第四期監察委員）から、「苦情申立件数は、新しい任期に入ったときに、人々の期待が大きくなるため、増大する。現在の第四期は、人気があり、第三期に比べて、苦情件数の減り方が少ない」との説明を受けた。
- (22) 「監察院は、憲法改正により、現在、司法権より劣る権限しかもっていない。是正権〔行政機関への改善要求〕は、司法権のような強制執行を伴わないので、実効性が乏しく、弾劾権は、高級公務員、司法院、考試院〔人事院〕

の人員等のみに対して行われるものであって、これらの人員に対して統制的な機能を期待できるが、名誉剥奪のようなもので、実際の実効性も疑わしい。このような中途半端な権限を司法に移譲してもよい、監察院を廃止してもよいという意見が以前からある。しかし、日本もそうだろうが、現実には、大きな制度改革はかなり難しい」とのことである（二〇一三年三月）。

(23) 憲法の改正手続は、立法院で立法委員の四分の一の発議により、四分の三の出席の下、出席委員の四分の三の決議により憲法改正案を提出することができ、憲法改正案の提出後、半年間の公示を経て、三カ月以内に国民有権者の投票が行なわれ、この国民投票において有効同意票数が選挙人総数の過半数であれば、憲法改正案が可決される（憲法追加改正条文一条一項、四条五項）。

(24) 日弁連公害対策・環境保全委員会「台湾調査報告書（二〇〇二年六月）」第四章。

(25) 浅野和生『日台関係と日中関係』一九一頁。

(26) 参照、恩地紀代子「昭和二〇年代行政監察への外部性導入の試み」神戸学院法学四二巻三・四号一頁。行政監察のうちでも特に専門技術的な事案については、その分野について熟知し適切に訓練された人員が必要となる。

(27) 総務省の権限は幹旋を行なうるにとどまっていた、その内容を強制する権限はない。したがって、相手方が従わなければ、幹旋の効果がなかったようにみえてしまう。制度の成否は、決定したことを行政機関に伝え、実施させることができるか否かに深く関係する。ちなみに、二〇一三年三月末現在、日本では、行政不服審査制度の見直しが行なわれているが、総務省は、そのヒアリングにおいて、日本弁護士連合会が「行政救済の多様化のため義務付け・差止めが必要である」と述べたのに対し、「内閣でもない組織が各省大臣に命令するというのは、分担管理原則との関係で非常に難しいと考える」と反論している（総務省「行政不服審査制度の見直しに係るヒアリング議事概要（速報）」九頁）。